

東京都受動喫煙防止条例案について



条例の制定目的

誰もが快適に過ごせる街を実現するために

「人」に着目した対策

「働く人や子供」を受動喫煙から守る



本条例の目的は、屋内での受動喫煙による健康影響を未然に防止し、誰もが快適に過ごせる街を実現するため、「人」に着目した都独自の新しいルールを構築していくことです。

健康影響を受けやすい子供や、受動喫煙を防ぎにくい立場である従業員の方を受動喫煙から守ることを、対策の柱としています。

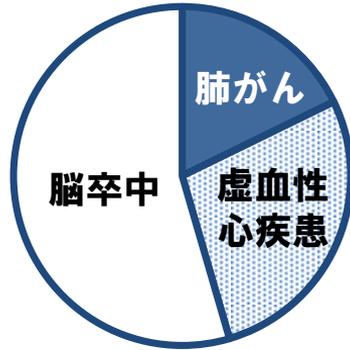
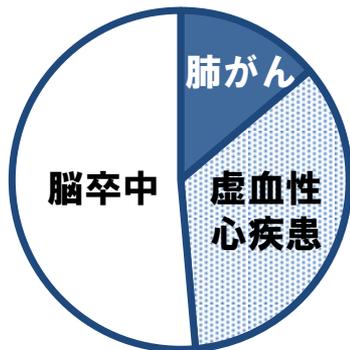
受動喫煙による健康影響

日本では、受動喫煙による年間死亡者数は推定約1万5千人

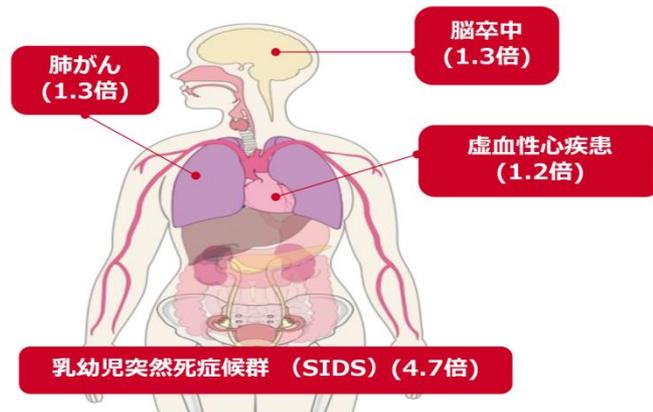
受動喫煙による年間死亡数推計値

男性：4,523人

女性：10,434人



受動喫煙によってリスクが高まる病気



出典)厚生労働科学研究費補助金「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」平成27年度報告書(厚生労働省)
「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」(国立がん研究センターがん情報サービス)

受動喫煙防止対策を推進し、「健康ファースト」を実現する

子供を守ります

敷地内禁煙

(屋外喫煙場所設置**不可**)

幼稚園・保育所・
小学校・中学校・
高等学校 等



- 児童・生徒への禁煙教育
(喫煙・受動喫煙の健康影響に関する教育)の徹底
- ホテル・飲食店などの喫煙可能な場所
(喫煙室など)への子供の立ち入り禁止

従業員を守ります

原則屋内禁煙

(禁煙又は喫煙専用室・指定たばこ専用喫煙室設置)

多数の者が利用する施設等
例) 老人福祉施設・運動
施設・ホテル・事務所・
船舶・鉄道・**従業員がいる**
飲食店



従業員がいない飲食店 (禁煙又は喫煙)

従業員がいない飲食店は、
事業者が屋内の全部又は
一部を喫煙をすることがで
きる場所として定めること
ができる。



健康増進法改正案との比較①

法改正案

都条例案

責 務

国及び地方公共団体の責務

都、都民及び保護者の責務

対象とする
たばこ

たばこ事業法に定める製造たばこ又は製造たばこ代用品

※ 受動喫煙防止が目的であることから、煙を出さない「かみたばこ」及び「かぎたばこ」は規制対象外

標識の
掲 示

喫煙場所のみ掲示

禁煙の飲食店も掲示

罰 則

50万円以下の過料

5万円以下の過料

施 行
期 日

平成32年4月1日

※責務規定や学校、病院等の規定は段階的に施行

平成32年4月1日

※左記のほか、飲食店の標識掲示も段階的に施行

健康増進法改正案との比較②

| 施設の類型 | 法改正案 | 都条例案 |
|--|---|--|
| 小学校、中学校、高等学校 保育所、幼稚園 大学 医療機関 児童福祉施設 行政機関 バス、タクシー、航空機 | 敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置可) | 敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所設置不可) |
| 上記以外の多数の者が利用する施設 (例) 老人福祉施設、運動施設、ホテル、 事務所、船舶、鉄道 飲食店 | 原則屋内禁煙 (喫煙専用室内でのみ喫煙可) 客席面積100㎡以下で、個人又は中小企業 (資本金5千万円以下)は規制対象外 | 原則屋内禁煙 (喫煙専用室内でのみ喫煙可) 従業員を使用していない場合は、禁 煙・喫煙を選択することができる。 |

※ 喫煙を主目的とする施設については、別の類型を設ける。

※ 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、喫煙禁止場所としない。

健康増進法改正案との比較③

● 飲食店の規制内容 ※イメージ図

既存飲食店



加熱式たばこの取扱い（骨子案からの変更点）

■ 加熱式たばこについては、**指定たばこ専用喫煙室**及び喫煙専用室での喫煙を可とする。

※ 指定たばことは

たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして知事が指定するもの
健康影響が明らかになるまでの間は、行政処分や罰則は適用しない。

事業者や区市町村への支援を充実

公衆喫煙所整備への補助

公衆喫煙所の整備又は改修のための
区市町村への補助



飲食施設の喫煙室整備等への補助

飲食施設における喫煙室等の改修
整備等のための事業者への補助



条例案の施行スケジュール

